

**特定保健指導未利用者対策及び糖尿病性腎症重症化予防対策事業
業務委託仕様書**

1 委託業務名

特定保健指導未利用者対策及び糖尿病性腎症重症化予防対策事業

2 目的

本町の特定保健指導の実施率は、平成 29 年度で 10.6%と毎年低い値で推移していたが、平成 30 年度より未利用者対策に取り組み、令和 5 年度は 45.7%と実施率は右肩上がりとなっている。特定健診を受けて、指導が必要な人に保健指導を確実に実施することが「特定健康診査、特定保健指導」の基本的な考え方であることから、特定保健指導対象者で保健指導を利用していない人に管理栄養士、医師、保健師等の専門員（以下「訪問勧奨専門員」という）が訪問により利用勧奨・指導を行い、特定保健指導実施率の向上を図る。また、特定健康診査受診結果、医療レセプト結果から、糖尿病性腎症の重症化予防が必要だと思われる方を抽出し、訪問勧奨専門員が保健指導を実施することにより、生活改善を促し、糖尿病性腎症による人工透析への移行を防止することで被保険者の生活の質（QOL）の維持・向上を図る。

3 基本方針

- （1）本業務の実施にあたり、住民の個人情報を大量に取り扱うことから、情報の漏洩、滅失、毀損の防止等「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の保護を最優先事項とすること。
- （2）訪問利用勧奨・指導は、安全・安心の観点から運転手 1 名、訪問勧奨専門員 1 名で訪問すること。
- （3）受託者は、特定保健指導未利用者対策及び糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実績を有し、保健・医療業務に精通していること。

4 業務内容

＜データの整備＞

最新の国保資格情報に、最低、過去 3 年以上の特定健診結果、レセプトデータ及び KDB システム等を活用してデータを整備し、実施対象者のデータを作成すること。

＜特定保健指導未利用者対策（約 200 人予定）＞

（1）特定保健指導未利用者訪問勧奨・指導

- ①訪問利用勧奨・指導対象者へ訪問する旨の事前通知文を作成し、また、対象者の宛名ラベルも作成（外字対応）すること。
- ②訪問は、業務経験のある「訪問勧奨専門員」が、保健指導利用勧奨、生活習慣改善指導（現況の聞き取り、栄養・運動指導、改善目標の設定等）を実施すること。また、訪問は平日（20 時まで）以外に土日祝日も実施し、時間帯は 9 時過ぎから 17 時ごろ

まで行うこと。特別な事情がない限り、訪問は必ず対象者本人に実施し、1回目が留守の場合、曜日、時間帯を変えてさらに2回以上訪問すること。また、健診結果で医療受診勧奨判定値の対象者に対しては医療受診勧奨も行い、訪問利用勧奨・指導結果を訪問記録票にまとめること。訪問記録票、指導教材は事前に猪名川町と協議したものを使用すること。

③3か月後評価・利用勧奨指導は②に準じた形で行うこと。

④訪問利用勧奨・指導対象者の選定条件は、猪名川町と協議のうえ決定すること。

⑤訪問利用勧奨・指導の結果を報告書にまとめるとともに、兵庫県国民健康保険団体連合会へ送信する方法も指導すること

<糖尿病性腎症重症化予防対策事業（約50人予定）>

（1）保健指導対象者の抽出と選定

整備されたデータを基に、特定健康診査受診結果値及び医療受診状況等により猪名川町と協議をして対象者を抽出すること

- ・ 上記対象者のうち癌、難病、精神疾患、施設入所者は対象者から除外すること。
- ・ 上記対象者に対して効果的な保健指導を実施していけるよう対象者名簿を作成すること。記載項目は被保険者番号、宛名番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、健診結果、質問票の結果、医療受診状況等とする。

（2）保健指導

① 利用勧奨

保健指導対象者に通知文を作成し利用勧奨を実施すること。

② 指導期間

指導期間は、6か月間とし、訪問による指導を初回面接と最終指導とし、その間に電話による継続指導を2回以上実施すること。

③ 初回面接

- ・ 対象者の病識や、かかりつけ医の指示内容及び治療内容を把握した上で、実施すること。
- ・ 指導は、対象者自身のからだや糖尿病の影響が理解できるものとし、食事・栄養指導を中心に実施すること。
- ・ 対象者が具体的に生活習慣の改善を実施していけるよう行動目標を設定し、保健指導計画を作成し、実施すること。

④ 継続支援

電話指導や訪問指導により、行動目標の実践状況の確認を行い、必要に応じて目標の変更や継続して取り組んでいけるよう支援を行うこと。

⑤ 最終訪問指導

6か月目に半年間の取り組みの最終評価及び今後のアドバイスを訪問により行うこと。

（3）実施結果の報告

① 保健指導計画書（任意様式）

初回面接終了後に作成した保健指導対象者ごとの保健指導計画書を提出すること

と。

② 実績報告書（任意様式）

保健指導終了後に指導内容・評価指標検証結果・人数、医療受診勧奨対象者数等を記載した実績報告書を作成し提出すること。

（４）その他

- ① 対象者が継続して取り組みを評価していけるよう特定健康診査受診勧奨も行うこと。
- ② 対象者が特定保健指導の対象者となっている場合、特定保健指導に必要な指導、報告も行うこと。

（５）使用データ

使用するデータ及びその範囲等については、猪名川町と協議の上決定する。

５ 企画提案書

企画提案書の様式は以下に従い記載し、期日までに提出すること

項番	提案項目	提案すべき内容
１	業務計画	本業務の基本的な考え方、目標、スケジュール等
２	勧奨	対象者宛ての案内文書
３	保健指導	面談時の情報収集内容、指導方針の決め方、教材、指導内容等
４	セキュリティ対策	個人情報の管理方法等情報漏洩の防止等に対するセキュリティ対策
５	提案金額	本業務の履行に係る詳細な経費の見積もり
６	独自（付加価値）提案	独自（付加価値）提案やアピールポイント

※提出書類はA４判で編冊し、ページ番号を付番すること

６ その他

- ①実施対象者のデータを整備するにあたり、現在本町が所有していないデータが必要な場合、作成費用は提案金額に含めること
- ②実施対象者に対する通知文及び宛名作成費用は提案金額に含めること。
- ③実施対象者に対する通知は猪名川町が指定する封筒を使用すること。また郵便代は猪名川町が負担する。
- ④対象者数はあくまでも目安であり、実際の件数に増減が生じた場合も契約金額の変更は行わないものとする。
- ⑤実施対象者のデータの持ち運び及び実施対象者のデータを貴社にて管理する場合は暗号化をするなど、セキュリティ対策を十分に行うこと

７ 成果品（紙・電子データ）

- ・ 特定保健指導訪問利用勧奨・指導結果集計報告書 ２部
- ・ 特定保健指導訪問利用勧奨・指導記録票（対象者全員） ２部
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防実績報告書 ２部

納期日 令和８年３月３１日（火）

以上